（墨田区）

**○**[**旅館業法施行条例**](http://www.city.sumida.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/g108RG00001611.html)

平成24年3月29日

条例第30号

第1条から第4条　＜省略＞

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第5条　法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1)から(7)　＜省略＞

(8)　浴室については、次の措置を講ずること。

ア　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

イ　浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、ろ過器(浴槽水を循環させ、ろ過する装置をいう。以下同じ。)を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、適切な水質を維持することができる範囲において毎週1回以上換水すること。

ウ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

エ　温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項の温泉を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講ずること。

(ア)　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(イ)　貯湯槽内の湯水を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯水の消毒を行うこと。

オ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

(ア)　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(イ)　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

(ウ)　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(エ)　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ)　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

カ　エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(9)から(11)　＜省略＞

(12)　営業者は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

＜中略＞

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条　旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(6)　＜省略＞

(7)　浴室は、次の基準によること。

ア　洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

イ　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員、利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

ウ　和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り用湯の湯栓及び上り用水の水栓を有すること。

エ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア)　ろ過器は、十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(イ)　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。

(ウ)　循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

(エ)　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ)　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(カ)　循環水取入口は、入浴者の吸い込み事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

**○**[**旅館業法施行条例の施行等に関する規則**](http://www.city.sumida.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/g108RG00000334.html)

昭和55年5月31日

規則第31号

第1条から第7条　＜省略＞

(貯湯槽を使用するときの措置)

第8条　条例第5条第8号エ(ア)の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。

2　条例第5条第8号エ(イ)の規則で定める温度は、摂氏60度とする。

 (ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第9条　条例第5条第8号オ(ア)の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

2　条例第5条第8号オ(イ)の規定による配管の内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

3　条例第5条第8号オ(ウ)の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4　条例第5条第8号オ(オ)の規定による浴水槽の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

＜以下省略＞